

2日獣発第277号

令和3年3月2日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

令和3年度の狂犬病予防注射の実施については、本会からの要請を受け、令和3年2月10日付け事務連絡をもって厚生労働省健康局結核感染症課から令和3年度の狂犬病予防注射の実施方針について各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに通知され、令和3年2月15日付け事務連絡をもって地方獣医師会あてその旨を周知したところです。

今般、さらに令和3年2月26日付け健発0226第4号をもって、厚生労働省健康局長から狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第42号）が公布されたことについて別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

このたびの省令改正については、令和2年の省令改正（令和2年厚生労働省令121号）に準じた内容となっておりますが、予防注射の時期については、新型コロナウイルスの発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情がある場合は、令和3年3月2日から同年12月31日までの間に受けることも差し支えないこととされました。

つきましては、貴会会員へその旨周知いただき、各都道府県及び市区町村等と連携し、速やかに令和3年度の予防注射の接種計画を策定の上、予防注射が

漏れなく実施されるよう特段のご配慮をいただきたく重ねてお願い申し上げます。

本件のお問合せ先
公益社団法人日本獣医師会
事業担当：駒田 松岡 守尾
TEL 03-3475-1601

健発 0226 第 4 号

令和 3 年 2 月 26 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

貴会におかれましては、日頃から狂犬病予防対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 42 号）が本日公布され、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あてに通知しましたので、貴会におかれましても狂犬病予防業務の推進について連携方御協力いただくとともに、貴会会員への周知等について、特段の御配慮をお願い致します。

なお、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会に対しても周知等について協力を依頼していることを申し添えます。

健発 0226 第 3 号
令和 3 年 2 月 26 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 42 号）が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮願います。

記

1 改正の趣旨

- 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、犬の所有者又は管理者は、その犬に狂犬病の予防注射を年 1 回受けさせなければならないこととされている。
- 当該予防注射の時期については、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「則」という。）第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により、生後 91 日以上の犬の所有者は、4 月 1 日から 6 月 30 日までの間（生後 91 日以上の子犬であって、予防注射を受けたかどうか明らかでない犬を所有するに至った場合は、その犬を所有するに至った日から 30 日以内）に当該予防注射をすることとされている。

- 今般、現下の新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえ、当該期間内に予防注射を受けさせることができない場合を考慮し、令和3年における取扱いについて所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

令和3年3月2日から同年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、則第11条第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において規定する期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととする。

3 施行期日

令和3年3月2日から施行する。

4 留意事項

- (1) 本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、法第5条第1項で規定する狂犬病の予防注射そのものを不要とするものではないこと。
- (2) このため、犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。

○厚生労働省令第四十二号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令
狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>1 附則（略）</p> <p>2 令和三年三月二日から同年十二月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。</p>	<p>1 附則（略）</p> <p>2 令和二年十二月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。</p>
<p>3・4 附則（略）</p>	<p>3・4 附則（略）</p>

この省令は、令和三年三月二日から施行する。